IFRS 解釈指針委員会の IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」に関連する 3 つのアジェンダ決定案に対するコメント・レター

ASBJ専門研究員 島田 謡子

企業会計基準委員会(以下「当委員会」という。)は、IFRS 解釈指針委員会(以下「IFRS-IC」という。)より、2017年9月及び2017年11月に公表されたIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に関連する次の3つのアジェンダ決定案に対して、当委員会から、2018年1月にコメント・レターを送付している。

- (1) 不動産契約における収益認識(2017年9月公表)
- (2) 土地の移転を含んだ不動産契約における収益認識(2017年11月公表)
- (3) 現在までに完了した履行に対する支払を受ける権利(2017年11月公表)

上記の3つのアジェンダ決定案は、建物の建設前に契約した不動産の収益の認識時点に関する論点を取り扱うものである。個々に固有の事例において、主としてIFRS 第15号第35項に定められる、「一定の期間にわたって認識すべき履行義務」であるか否かを判断するための要件をどのように解釈するかについて、IFRS-IC の分析を示すものとなっている。特定の事例において同第35項の各要件を満たすか否かの判断は一義的に決定されるものではなく、事実及び状況に照らして総合的に判断する必要があるため、各アジェンダ決定案においては、同第35項の基礎となる支配の移転の原則を含め、関連する適用指針及び結論の根拠を含めた詳細な分析が示されている。

当委員会は、各アジェンダ決定案に関する IFRS-IC の見解について、特段違和感がないと判断したものの、3つのアジェンダ決定案に共通して、次のコメントを行った。

(1) IFRS-IC が取り扱う論点について

今回のように、IFRS に判断の基礎が十分提供されていると考えられる論点について、詳細な検討の過程及び解釈を示す必要があるかどうかが疑問であり、アジェンダ決定案として取り上げるか否かの選別プロセスを明確にすることが望まれる。

- (2) アジェンダ決定案の記載内容について
 - 今回のアジェンダ決定案は、特定の事例に固有の解釈を示したものであり、事実が少し異なるだけでも結論が異なる可能性がある。十分な検討を経ずにアジェンダ決定の解釈が類推適用され得ることに懸念がある。
 - IFRS に十分な定めがあり、既存の会計基準を補足する必要がないと判断される場合には、 その旨をアジェンダ決定において示すことで十分なのではないか。
 - 基準の適用に関する詳細な分析については、教育文書(ウェブキャストを含む。)を活用するか、今後、要望が多く聞かれた場合には、年次改善等で IFRS 第15号の記載の見直しを検討するのがよいのではないか。